

様式 1

窓口用封筒の作製及び無償提供申込書

平成 年 月 日

(宛先)

村上市長

【申込者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

担当者氏名

電話・FAX 番号

E-mail

「村上市有料広告掲載要綱」、「村上市有料広告掲載に関する基準」及び「村上市広告入り窓口用封筒を作製及び無償提供する事業者等募集要項」を遵守の上、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- ・ 窓口用封筒の作製及び無償提供企画提案書（様式 2）
- ・ 暴力団排除に係る誓約書兼調査承諾書（様式 3）
- ・ 会社概要
- ・ 封筒見本
- ・ 広告主募集案内等

様式 2

窓口用封筒の作製及び無償提供企画提案書

平成 年 月 日

(宛先)

村 上 市 長

【申込者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

1	協定締結から納入までのスケジュール	
2	納入及び在庫管理方法	
3	広告主募集方法及び自社の広告掲載基準	
4	問題発生時の対応	
5	類似業務の実績	
6	その他の提案事項	

様式 3

平成 年 月 日

(宛先)

村 上 市 長

【申込者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

暴力団排除に係る誓約書兼調査承諾書

村上市広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供事業者の募集に応募するにあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、村上市が本承諾書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 村上市暴力団排除条例（平成25年3月22日条例第3号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 2 暴力団を使用し、又は暴力団員等を雇用していないこと。

様式4

窓口用封筒の作製及び無償提供者可否決定通知書

村市第 号
平成 年 月 日

様

村上市長

平成 年 月 日付けで申込みのありました窓口用封筒の作製及び無償提供
について、次のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 決定しました。
	<input type="checkbox"/> 決定しませんでした。
備考	

様式5

広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の窓口業務における市民サービスの向上及び地域企業の育成発展に役立つことを目的として、封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り広告入り窓口用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、甲に無償提供するものとする。

2 前項に定める目的を達成するため、甲は、封筒を市民の使用のために提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定書に基づき、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（設置場所）

第2条 甲は、市民課、税務課及び各支所等の必要な場所の窓口に封筒を設置するものとする。

（設置期間）

第3条 封筒の設置期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、協定期間満了の6ヶ月前までに甲及び乙より何ら申し出がない場合は、同一条件で設置期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（広告内容）

第4条 乙は、封筒の作製に当たり広告主又は広告内容については「村上市有料広告掲載要綱」及び「村上市有料広告掲載に関する基準」に準ずるものとする。

第5条 乙は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様及び部数について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作製しなければならない。

2 乙は、封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

3 乙は、協定期間については定期的な在庫確認の上追加補充していくものとする。

4 乙は、無償提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。

（使用の一時中止）

第6条 甲は、封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あら

かじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙以外から封筒の無償提供の申し出があった場合は、協定期間満了後、甲乙協議の上対応するものとする。

(協定期間)

第8条 協定期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、協定期間満了の6ヶ月前までに甲及び乙より何ら申し出がない場合は、同一条件で協定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長

印

(乙)

印